

東京都市計画生産緑地地区（南二丁目）の変更の取扱いについて

1 概要

- (1) 生産緑地地区：南
- (2) 変更内容：農業従事者の死亡による買取り申出に伴う生産緑地地区の全部削除
- (3) 位置（地番）：南二丁目1718番1の一部及び1719番の一部
- (4) 地積・地目：約1,050㎡・宅地及び畑
- (5) 現況：畑

2 主な経緯

- 平成4年11月17日 生産緑地地区の指定
- 平成30年3月1日 生産緑地の買取り申出
- 平成30年3月28日 買い取らない旨の通知
- 平成30年3月30日 農業従事希望者あっせんの協力依頼
- 平成30年6月1日 行為制限の解除

3 都市計画変更の取扱い

主たる農業従事者の死亡に伴い、生産緑地所有者から区に対し、生産緑地法に基づき、買取りの申出があった。

区では、当該生産緑地について、用地取得の緊急性、重要性、財政状況等から総合的に判断し、買取りを見送ることとした。あわせて、東京都等に買取りの意向を確認したが、いずれからも買取り意向は無かった。

引き続き、農業に従事することを希望する者が生産緑地を取得できるようあっせんに努めたが成立せず、買取り申出から3か月が経過し行為制限が解除されたため、生産緑地地区の全部を削除する都市計画変更を行うものとする。

都市計画変更案：概要は別紙1のとおり

縦覧図書は別紙2のとおり

4 今後の予定

- 平成30年9月 都市計画変更案の公告・縦覧
- 10月 都市環境委員会に縦覧結果について報告
都市計画審議会に案を付議
- 11月 都市計画決定

以 上

1 目黒区生産緑地地区一覧表（平成30年7月現在）

別紙1

件数No	地区番号	地区名	位置（住居表示）	面積（㎡）	備考
1	5	南	南二丁目4番	約 1,050	変更予定地
2	7	碑文谷	碑文谷三丁目15番	約 2,200	
3	8	東が丘	東が丘一丁目29番	約 1,760	
4	9	東が丘	東が丘一丁目2番	約 1,750	
5	10	東が丘	東が丘一丁目17番	約 1,140	
6	12	八雲	八雲五丁目18番	約 990	
7	13	八雲	八雲五丁目8番	約 1,310	
8	14	八雲	八雲五丁目11番	約 520	
9	17	柿の木坂	柿の木坂一丁目25番	約 530	
10	18	柿の木坂	柿の木坂一丁目19番	約 990	
11	22	八雲	八雲三丁目28番	約 810	
12	23	八雲	八雲三丁目28番	約 1,650	
13	24	八雲	八雲三丁目24・25番	約 5,500	
14	25	自由が丘	自由が丘三丁目16番	約 580	
計				約 20,780	

2 都市計画変更案の内容

地区番号	変更前	位置	変更内訳		変更後	摘要
	面積		削除	追加	面積	
5	1,050㎡	(住居表示) 南二丁目4番 (地番) 南二丁目1718番1の一部及び 1719番の一部	1,050㎡		0㎡	全部削除
変更 のない 地区	計13件 計19,730㎡				計13件 計19,730㎡	
計	14件 20,780㎡				13件 19,730㎡	

理由

買取申し出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する

東京都市計画生産緑地地区の変更（目黒区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 1.97ha

第2 削除を行う位置及び区域

名 称		位 置	削除面積	備 考
番号	地区名			
5	南	目黒区南二丁目地内	約 1,050 m ²	地区の全部
計	1件		約 1,050 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

新旧対照表

番号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面積		削除	追加	面積	
5	約 1,050 m ²	目黒区 南二丁目地内	約 1,050 m ²		0 m ²	全部削除
変更 のない 地区	計 13 件 計 19,730 m ²				計 13 件 計 19,730 m ²	
計	14 件 約 20,780 m ²				13 件 約 19,730 m ²	→1.97ha

変更概要

種 類	変更事項
生産緑地地区	1 位置の変更 (新旧対照表のとおり) 2 区域の変更 (計画図のとおり) 3 面積の変更 14 件 → 13 件 約 2.08ha 約 1.97ha

都市計画の案の理由書

1 都市計画の種類

東京都市計画生産緑地地区

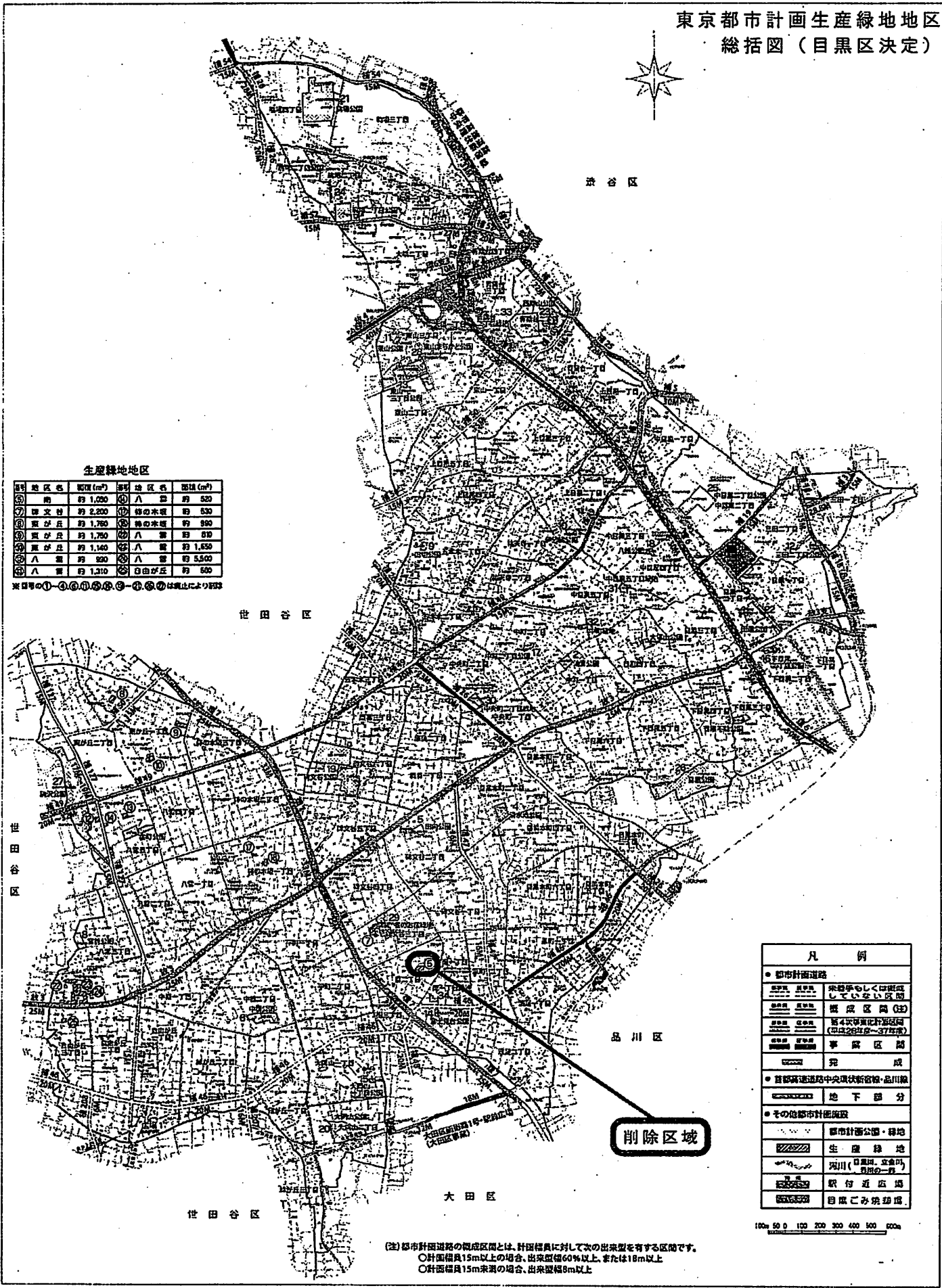
2 理由

目黒区南二丁目4番の生産緑地地区において、農業従事者が死亡したとして、平成30年3月1日付けで、「生産緑地買取申出書」の提出があり受理した。

生産緑地法の規定に基づき、区及び政令で定められた法人に買取希望を確認するとともに、農業従事希望者が生産緑地を取得できるよう産業経済・消費生活課にあっせんの協力を依頼し、生産緑地の保全について確認を行ったが、買取希望者、農業従事希望者ともにいない結果となった。

生産緑地法第14条の規定に基づき、買取申出日から3か月が経過し、行為制限が解除されたことから、生産緑地としての要件を満たさなくなるため、都市計画法第21条の規定に基づき、生産緑地地区を削除する必要がある。

東京都市計画生産緑地地区
総括図（目黒区決定）



生産緑地地区

地区名	面積 (㎡)	地区名	面積 (㎡)
① 南	約 1,030	⑩ 八雲	約 520
② 西文村	約 2,220	⑪ 緑の木原	約 530
③ 東が丘	約 1,750	⑫ 緑の木原	約 590
④ 東が丘	約 1,750	⑬ 八雲	約 510
⑤ 東が丘	約 1,140	⑭ 八雲	約 1,550
⑥ 八雲	約 930	⑮ 八雲	約 5,500
⑦ 八雲	約 1,310	⑯ 日田が丘	約 530

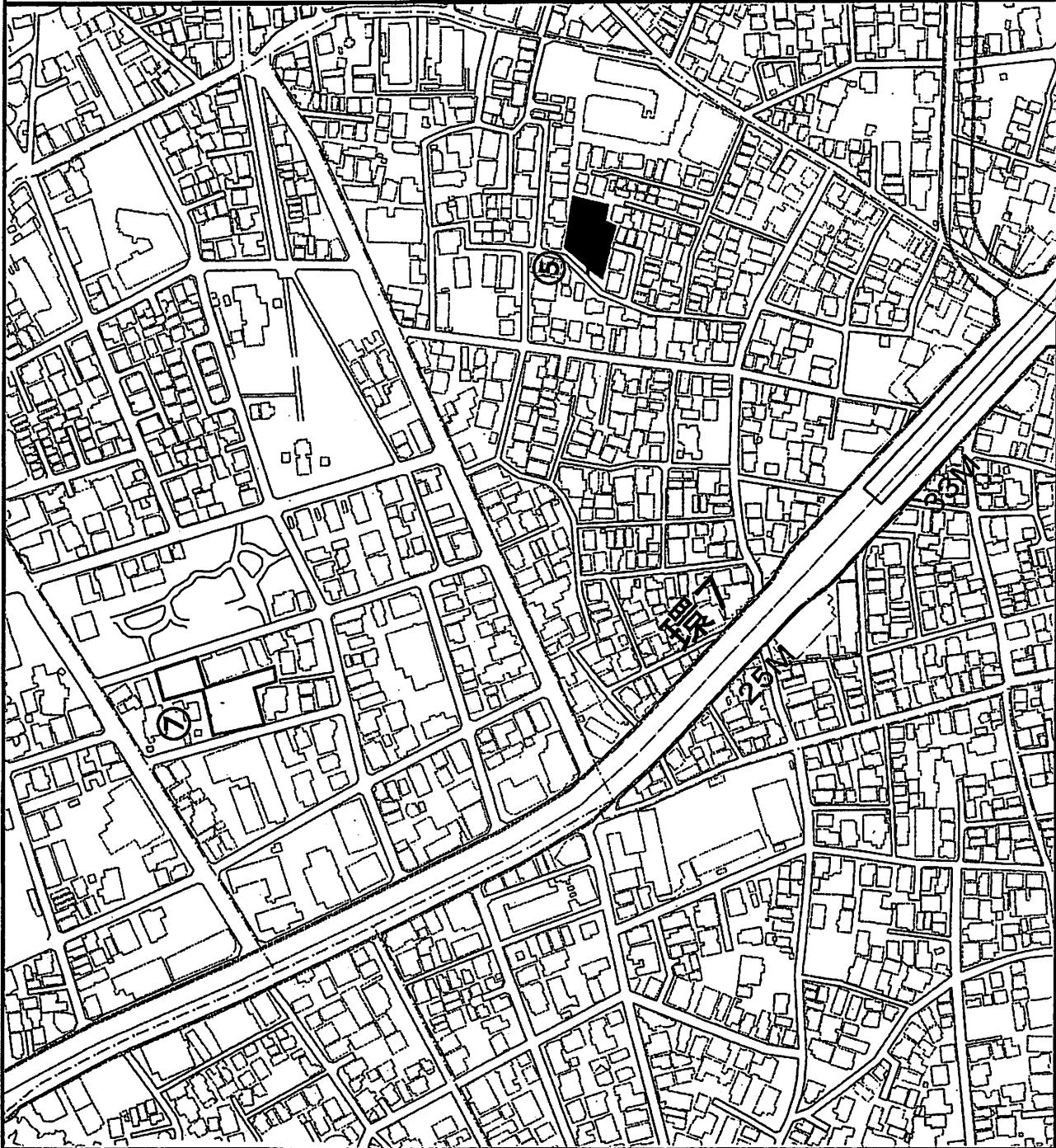
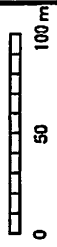
※図中の①-⑦、⑩、⑬、⑭、⑮は廃止により削除

凡 例	
●	都市計画道路
○	都市計画道路の構成区間は、計画経員に対して次の出来型を有する区間です。
○	計画経員15m以上の場合、出来型幅60%以上、または18m以上
○	計画経員15m未満の場合、出来型幅8m以上
■	都市計画公園・緑地
■	生産緑地
■	河川（日黒川、立会川、目黒川の一部）
■	駅付近広場
■	目黒こみ焼却場

(注) 都市計画道路の構成区間は、計画経員に対して次の出来型を有する区間です。
 ○ 計画経員15m以上の場合、出来型幅60%以上、または18m以上
 ○ 計画経員15m未満の場合、出来型幅8m以上

東京都市計画生産緑地地区計画図 (目黒区決定)

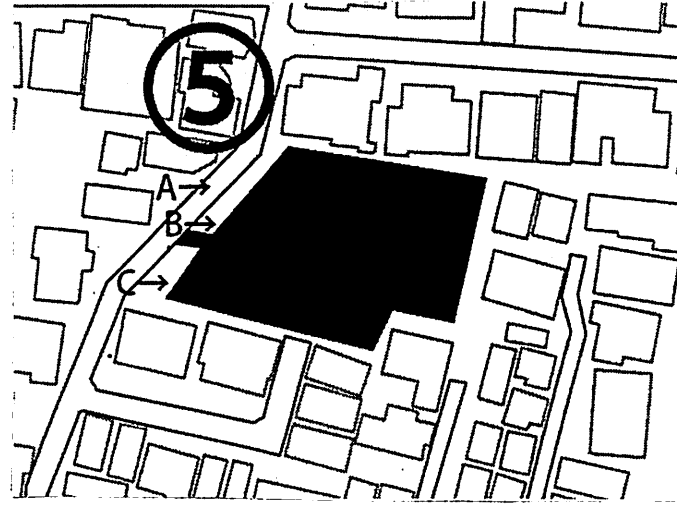
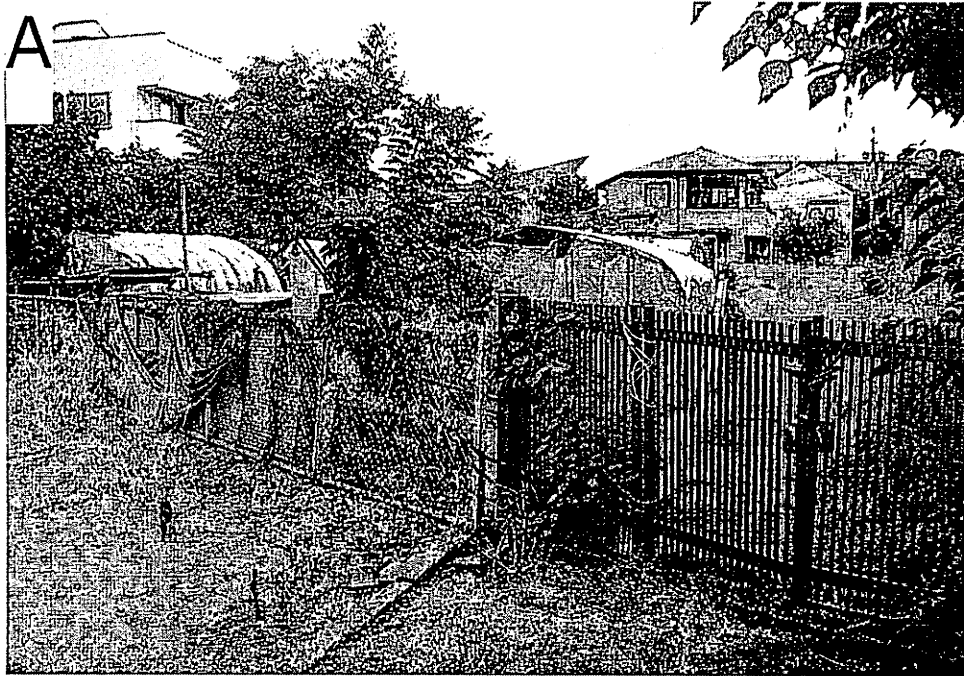
縮尺式千五百分の一



凡例
 ■ 今回削除する区域

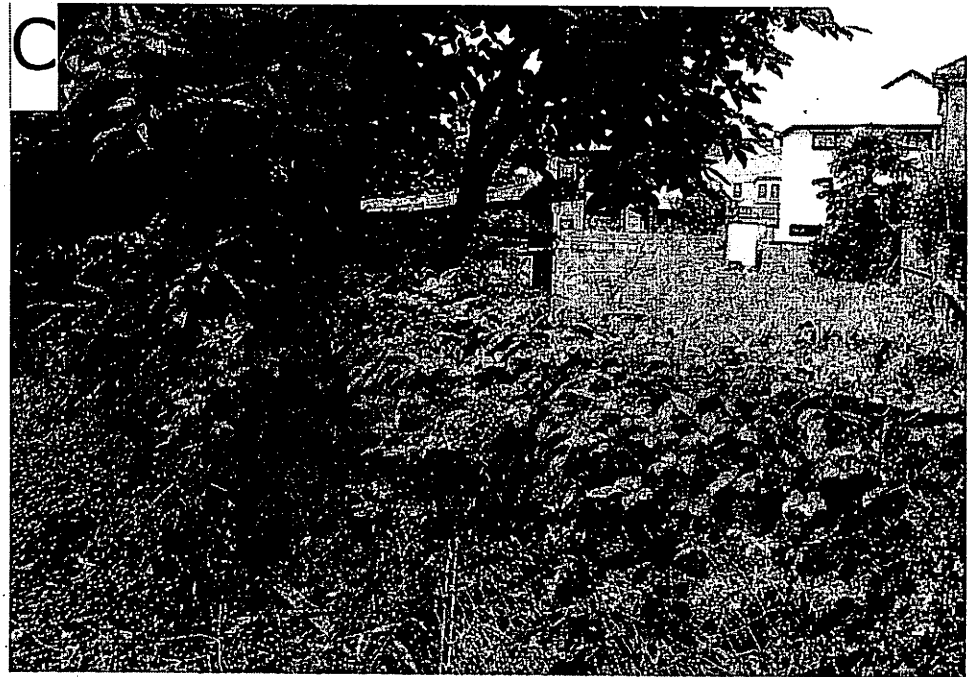
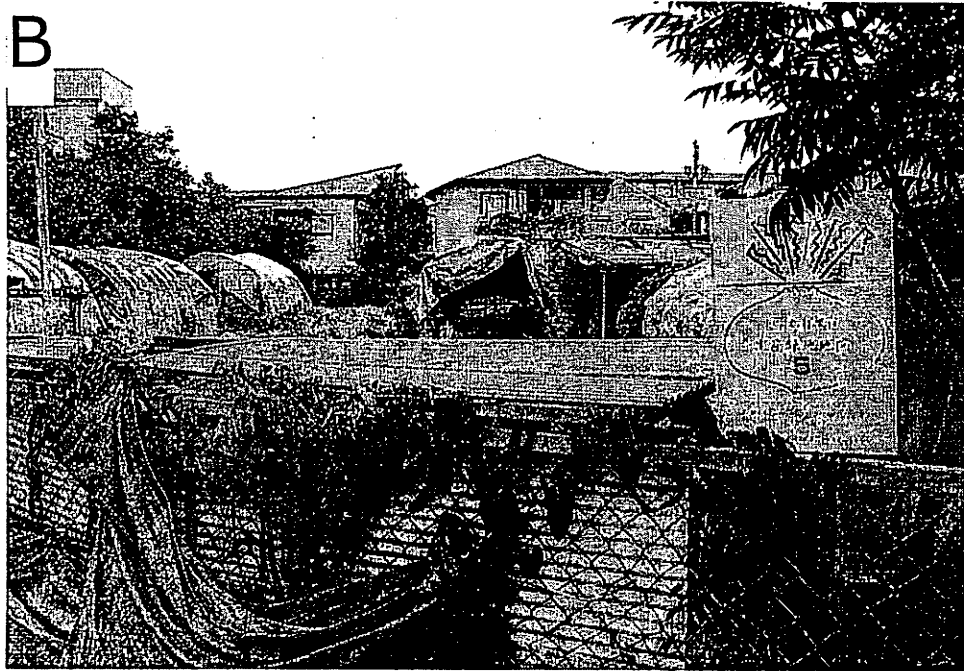
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都図尺1/2,500の地形図(道路線図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号) 30都計基保第69号、平成30年6月8日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都図尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都計基交第3号、平成30年4月2日



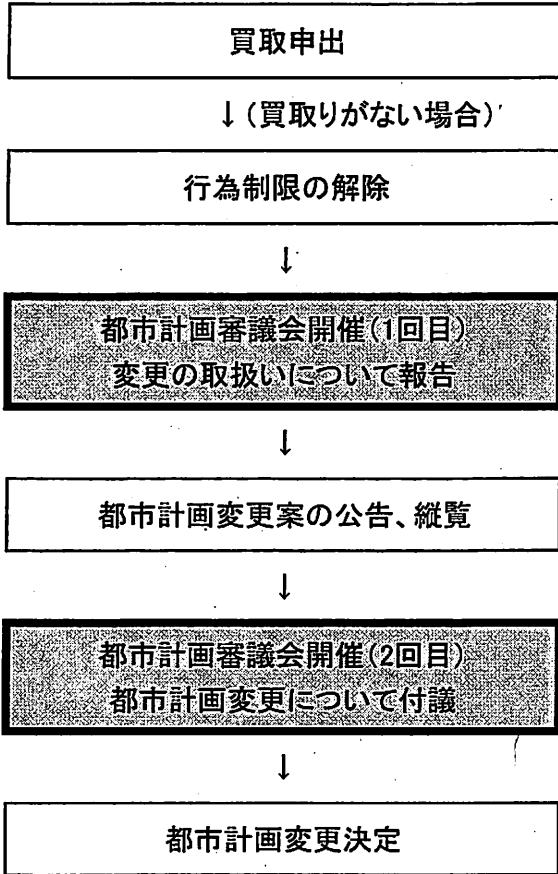
凡例

■	今回削除する区域
---	----------



生産緑地地区を削除する場合の都市計画審議会の開催について

・現状



・他に案件がない場合(案)

